



平成30年12月7日

各 位

会 社 名	株式会社クラウドディアホールディングス
代 表 者	代表取締役会長兼社長 倉 正治 (コード番号：3607 東証第1部)
問 合 せ 先	執行役員 経営企画部長 安田 佳悟 TEL 075-315-2345 (代表)

子会社の設立及び会社分割（吸収分割）による事業承継に関するお知らせ

当社は、平成30年12月7日開催の取締役会において、内田写真株式会社（所在地：大阪市北区天神橋2丁目1番58号、以下「分割会社」といいます。）から、写真撮影業等（以下「本件事業」といいます。）を会社分割（以下「本件分割」といいます。）により、当社が新たに名称を内田写真株式会社として設立する子会社（所在地：京都市右京区西院高田町34番地、以下「承継会社」といいます。）に承継することで合意いたしましたので、お知らせいたします。

なお、今回の発表における未決定部分につきましては、決定次第お知らせいたします。

記

1. 子会社の設立及び会社分割の目的・前提条件

(1) 目的

当企業グループは、コンシューマー事業領域の中長期的な業績の拡大を図っていくため経営資源の投資先を慎重に検討し、スクラップ・アンド・ビルドを進めております。

リゾート挙式事業においては、事業環境が悪化しておりましたグアム、サイパン地域の挙式取扱いを、グアムについては平成31年1月をもって、サイパンについては平成30年12月をもって廃止し、成長余力のあるハワイ、沖縄地域に経営資源を集中し同地域の受注獲得に更にまい進してまいります。

また、写真事業や美容事業については、今後、当企業グループがシェア拡大を図るべき事業領域と位置付け、積極的に投資をしていく方針であります。

このような状況のなか、当企業グループは、明治4年の創業から約150年の歴史を有し、有名ホテル、結婚式場、神社等の優良な顧客との取引基盤も厚く、写真業界においては有数の会社である分割会社から本件事業の承継を受け、両者の強みを活かし相乗効果を発揮することで写真事業の更なるシェア拡大を図ってまいります。

(2) 前提条件

当社は、分割会社の全ての金融債権者が当社の提案による事業承継及び分割会社の再生計画案に同意することを本件分割の前提条件としております。

また、分割会社の本社土地の一部は分割会社の代表取締役社長 内田 昌彦氏の個人所有であることから、本件分割に際して当該土地を同氏から承継会社が購入することを併せて前提条件としております。

2. 新設する承継会社の概要

(1) 名 称	内田写真株式会社	
(2) 所 在 地	京都市右京区西院高田町34番地	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 倉 正治 代表取締役社長 山本 大輔	
(4) 事 業 内 容	写真撮影業等	
(5) 資 本 金	30百万円	
(6) 設 立 年 月 日	平成30年12月19日（予定）	
(7) 発 行 済 株 式 数 数	600株	
(8) 決 算 期	8月31日	
(9) 大株主及び持株比率	株式会社クラウドディアホールディングス 100%	
(10) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社100%出資の子会社として設立予定です。
	人的関係	当社より取締役を派遣する予定です。
	取引関係	事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(注) 新設する承継会社は、分割会社である内田写真株式会社と同名称であります。

3. 会社分割の要旨

(1) 本件分割の日程

基本合意書締結承認取締役会	平成30年12月7日
基本合意書締結日	平成30年12月7日
承継会社設立日	平成30年12月19日（予定）
吸収分割契約締結承認取締役会	平成31年1月10日（予定）
吸収分割契約締結日	平成31年1月10日（予定）
吸収分割の効力発生日	平成31年3月1日（予定）

(2) 本件分割の方式

分割会社を吸収分割会社とし、当社が新たに設立する100%出資の承継会社を吸収分割承継会社とする分社型吸収分割により行います。

(3) 本件分割に係る割当ての内容

承継会社は、本件分割に際し、分割会社に対して承継する資産等の対価として574百万円の金銭を交付する予定です。ただし、承継する事業の内容、承継する資産及び負債の内容等に変動がある場合には、当該対価についても変動する可能性があります。

(4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本件分割により増減する資本金

本件分割による資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、本件事業に関する権利義務のうち本件分割に係る吸収分割契約において定めるものを分割会社から承継します。詳細については、両者協議のうえ決定いたします。

(7) 債務履行の見込み

本件分割後に予想される承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討した結果、本件分割後の承継会社の負担すべき債務について、履行の确实性に問題がないものと判断しております。

4. 本件分割に係る割当ての内容の根拠等

本件分割により分割会社から承継する本件事業の資産及び負債の時価相当額をもとに、両者間で協議・交渉のうえ、上記の本件分割に係る割当てを行うことで合意にいたったものであります。

5. 本件分割の当事会社の概要

	分割会社 (平成 29 年 12 月 31 日現在)	承継会社 (設立時予定)
(1) 名称	内田写真株式会社	内田写真株式会社
(2) 所在地	大阪市北区天神橋 2 丁目 1 番 58 号	京都市右京区西院高田町 34 番地
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 内田 昌彦	代表取締役会長 倉 正治 代表取締役社長 山本 大輔
(4) 事業内容	写真撮影業等	写真撮影業等
(5) 資本金	50 百万円	30 百万円
(6) 設立年月日	昭和 27 年 1 月 12 日	平成 30 年 12 月 19 日 (予定)
(7) 発行済株式数	1,100 株	600 株
(8) 決算期	12 月 31 日	8 月 31 日
(9) 従業員数	181 名 (うちパート 91 名)	—
(10) 主要取引先	株式会社アルカンシエル 他	—
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行、池田泉州銀行 他	—
(12) 大株主及び 持株比率	内田 昌彦 52.3% 内田 妙子 18.2% 内田 昂 18.2% 塚田 加代子 11.3%	株式会社クラウディア ホールディングス 100.0%
(13) 当事会社間の関係等		
資本関係	該当事項はありません。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				(単位：百万円。特記しているものを除く。)
決算期	分割会社（個別）			承継会社（個別）
	平成27年 12月期	平成28年 12月期	平成29年 12月期	(注) 2
純資産	553	380	298	—
総資産	2,889	2,672	2,575	—
1株当たり純資産（円）	503,062.57	346,042.43	271,607.78	—
売上高	2,461	2,229	2,089	—
営業損失	101	112	64	—
経常損失	143	138	74	—
当期純損失	193	172	81	—
1株当たり当期純損失（円）	176,298.59	157,020.13	74,434.65	—
1株当たり配当金（円）	—	—	—	—

(注) 1. 承継会社は今後新設する予定であり、現時点での予定を記載しております。

2. 承継会社は、平成30年12月19日設立予定のため、確定した最終事業年度の財政状態及び経営成績はありません。

3. 分割会社は、本件分割の効力発生日に名称を内田写真株式会社から変更予定であります。なお、変更後の同社の名称は未定であります。

4. 承継会社は、本件分割の効力発生日に所在地を分割会社の所在地に変更予定であります。

6. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する部門の事業内容

分割会社が運営している写真撮影業等の一部

(2) 承継する部門の経営成績

売上高 1,459百万円（平成29年12月期）

承継する事業の詳細が決定していないため、概算で記載しております。

なお、分割会社はホテルや結婚式場等から業務を受託しておりますが、分割会社の売上高はこれらホテルや結婚式場等へ支払う業務受託手数料控除前の総額が計上されております。一方で、本件分割後の承継会社の売上高は、これら業務受託手数料控除後の純額を売上計上することから、売上高計上の会計処理が異なります。

(3) 承継する資産、負債の項目及び帳簿価額

(単位：百万円)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	22	固定負債	9
固定資産	894		
合計	917	合計	9

- (注) 1. 上記の資産、負債の項目及び帳簿価額は、承継する事業の詳細が決定していないため概算で記載しております。
2. 上記の資産、負債の項目及び帳簿価額は、平成 29 年 12 月 31 日現在の貸借対照表を基準として算出しており、実際の金額は上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した金額となります。

7. 本件分割後の承継会社の状況 (平成 31 年 3 月 1 日予定)

(1) 名 称	内田写真株式会社
(2) 所 在 地	大阪市北区天神橋 2 丁目 1 番 58 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 倉 正治 代表取締役社長 山本 大輔
(4) 事 業 内 容	写真撮影業等
(5) 資 本 金	30 百万円
(6) 決 算 期	8 月 31 日

8. 今後の見通し

本件による当社の連結業績への影響につきましては現在精査中ではありますが、重要な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、速やかに情報を開示いたします。

また、「1. 子会社の設立及び会社分割の目的・前提条件 (2) 前提条件」に記載の前提条件が充足されないこと等により、開示事項の内容に変更が生じた場合は速やかに開示いたします。

以 上